

公示送達について

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条の規定において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるので次のとおり公示送達する。

なお、当該文書は、保健医療部保険年金課に保管してあるので該当者の申出があれば、いつでも交付する。

令和 8 年 7 月 13 日

立川市長 酒 井 大 史

- 1 送達すべき書類 国民健康保険法第 79 条の 2 及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項の規定に基づく文書
- 2 書類送達した文書の氏名、調定年度、賦課年度、期別及び通知書番号
公示送達者名簿のとおり

公示送達者名簿

令和8年7月13日

[illegible]